

水田園芸・有機農業地域研修受入経営体助成事業

1 目的

島根県水田園芸・有機農業地域研修事業の受入経営体が研修対象者を受け入れた場合、受入経営体が自身の営農の作業時間から、研修指導や就農計画作成、関係機関との調整、就農後のフォローアップに要する時間を割かれることから、受入経営体に一定の費用弁償をすることで、島根県農林水産基本計画で重点推進事項として掲げる水田園芸、有機農業に取り組む認定新規就農者の確保・育成を図る。

2 事業実施主体

市町村（水田園芸・有機農業地域研修事業の実施主体）

※市町村は受入経営体に交付

3 受入経営体の要件

- (1) 水田園芸・有機農業地域研修事業の受入経営体であること。
- (2) 水田園芸・有機農業地域研修事業の研修対象者を雇用していないこと。
- (3) 公益財団法人ふるさと島根定住財団のU I ターンしまね産業体験事業による助成を受けていないこと。
- (4) 研修対象者ごとに、研修期間から経営が不安定な就農後5年以内の期間において、サポートチームに原則参画すること。

4 助成金額

定額3万円／人・月